

熊本県有機農業推進計画

平成22年1月

熊本県農林水産部

目 次

はじめに

ページ

第 1	現状と課題	1
第 2	基本方針	1
第 3	有機農業推進に関する指針	2
1	有機農業に取り組むための環境づくり	2
2	有機農業に関する技術的な支援	2
3	消費者の理解促進	2
第 4	推進方策	2
1	有機農業者等への支援	2
2	有機農業に関する技術的な支援	3
3	消費者の理解促進への支援	3
第 5	推進体制	3
1	県の推進体制	3
2	関係機関の連携	3
第 6	推進計画の見直し	4
参考資料		5
1)	環境保全型農業に関する年表	6
2)	「くまもとグリーン農業」の推進	7
3)	県内における化学肥料と農薬の総使用量	8
4)	有機農業と有機農産物の関係	8
5)	有機農産物の生産状況	9
6)	生産者へのアンケート調査結果	10
7)	消費者へのアンケート調査結果	12
8)	有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）	15

※本文中の1)～8)については、参考資料の同番号に対応している。

はじめに

熊本県では、温暖な島しょ部から山間高冷地まで変化に富んだ気象条件や立地条件を生かして多様な農業生産が営まれています。

農業は、農業生産活動を通じて美しい景観形成や水資源のかん養など、環境保全上の多面的な機能を有する一方で、化学肥料や農薬の多用等による河川や地下水等の水質汚濁や富栄養化など、環境に対する大きな負担も指摘されています。

特に、本県は、生活用水の約80%（熊本市とその周辺市町村においてはほぼ100%）を地下水で賄っている豊かで美しい水資源の宝庫で、この水資源を県民共通の財産として後世に伝承していかなければなりません。

一方、消費者においては、健康や食の安全への関心や環境問題に対する関心が高まる中、農業においても生産の効率性のみの追求だけではなく、消費者ニーズに対応し、かつ、環境に配慮した農産物づくりの視点が求められています。

このため、本県では、平成2年度に「熊本県土づくり・減農薬運動推進本部」を設置して、全国に先駆けて土づくりを基本に化学肥料や農薬の使用を極力減らした環境保全型農業に取り組んできました¹⁾が、平成17年度からは、本県の特性を生かした環境保全型農業への取り組みを「くまもとグリーン農業」²⁾として積極的に推進しているところです³⁾。

一方、国においては、平成18年に「有機農業の推進に関する法律（以下、「有機農業推進法」という。）」⁸⁾が施行され、有機農業の推進に関する施策が総合的に講じられています。

この有機農業⁴⁾は、化学的に合成された肥料及び農薬を使わず、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農法であるため、「くまもとグリーン農業」を支える農法のひとつとして位置付けています。

このような状況を踏まえ、本県では、「くまもとグリーン農業」の取組拡大を図り、環境保全型農業を一層推進するために、「有機農業推進法」に基づき「熊本県有機農業推進計画」を策定し、有機農業を推進します。

第1 現状と課題

有機農業は、化学的に合成された肥料及び農薬を使わない農法ですが、県内におけるその取り組みは様々であり、取り組んでいる農家数やその面積はまだ小さい状況にあります⁵⁾。

有機農業は、生産面では除草や病害虫対策に労力を要するとともに、気象条件等により、収量や品質が不安定となっています⁶⁾。

また、販売面では、新たな販路の確保ができていないことや生産コストに見合った価格で販売できていない状況にあります。

一方、消費者においては、有機農業により生産される農産物に対して、「安全・安心」や「健康に良い」などのイメージは持っているものの、有機農業が環境への負荷が少ない農法であるとの理解は進んでいない状況にあります⁷⁾。

そのため、生産面においては、安定化を図るための技術、また、販売面では、農産物の販路拡大や生産コストに見合った価格での農産物の販売が求められています。

さらに、消費者の有機農業に対する理解促進が求められています。

第2 基本方針

本県では、「熊本県食料・農業・農村計画」に基づき、農業生産の効率性の追求だけではなく、有機物資源を有効に利用した土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を「くまもとグリーン農業」として積極的に推進しています。

有機農業は、化学肥料及び農薬を使用しない農法であることから、「くまもとグリーン農業」の一方策としてとらえ、本県の特徴である変化に富んだ地理的条件や気象条件を生かしながら、「有機農業推進法」の基本理念を踏まえ、生産者並びに消費者等と連携を図りながら推進します。

第3 有機農業推進に関する指針

1 有機農業に取り組むための環境づくり

有機農業に取り組んでいる農家数や面積の拡大、及び新たな販路の確保を図るために、新規就農対策、生産振興対策、販路拡大対策を実施し、有機農業者が取り組みやすい環境を整えていきます。

2 有機農業に関する技術的な支援

有機農業が抱える収量、品質の不安定性を克服するために、実践技術の情報収集やグリーン農業の推進を支える研究開発技術等を適用して、安定生産に向けた技術の体系化を目指していきます。

また、有機農業に関する最新の技術情報が得られるような環境を整えていきます。

3 消費者の理解促進

有機農業に対する理解を進め、消費者の購入行動につながるよう強力に情報発信とPR活動を行っていきます。

また、有機農業者と消費者の交流活動を通じて、相互理解を促進し、顔が見える関係づくりを促進していきます。

第4 推進方策

1 有機農業者等への支援

有機農業を行う農業者に対しては、有機農産物の認定費用や共同利用機械・施設の整備、実証展示ほの設置、研修会の開催等の支援を行っていきます。

特に、新規就農者の場合には、就農相談や研修教育の実施及び就農資金の貸付等による支援を行っていきます。

さらに、農産物の販路拡大に関しては、インターネットを利用した情報発信の実施や商談の場の設定等による支援を行っていきます。

なお、推進にあたっては、県内の有機農業者及び消費者、関係者等で構成する有機農業ネットワークと連携を図っていきます。

2 有機農業に関する技術的な支援

有機農業技術の体系化にあたっては、これまでの研究開発の成果や有機農業者により現在実践されている様々な技術の情報収集や検証等を行い、これらの技術の組み合わせ等により、有機農業に活用できる技術の体系化に努めていきます。

また、引き続き、「くまもとグリーン農業」を推進するため、消費者が求める安全な農産物づくりや環境保全型農業を行うための技術の高度化、総合化を中心とした研究開発を行っていきます。

さらに、有機農業を含めた「くまもとグリーン農業」の相談窓口を設置するとともに、普及指導員等による技術相談機能を充実していきます。

3 消費者の理解促進への支援

有機農業の情報をホームページやパンフレットを使って積極的に発信するとともに、各種イベント等において、PR活動や研修会等の開催を実施していきます。また、有機農業者と消費者の相互理解を増進するため、食育や地産地消、農業・農村学習等の活動をはじめとする産消交流活動への支援を行っていきます。

第5 推進体制

1 県の推進体制

有機農業の推進に関する施策は、有機農業による農産物の生産、流通、販売及び消費の各側面から必要な施策を総合的に講じる必要があります。

このため、これらの施策を計画的かつ一体的に推進し、施策の効果を高めるため、庁内の関係部署との連携を確保する体制を整備します。

2 関係機関の連携

有機農業の推進にあたっては、農業者、消費者及びその他の関係者との連携が重要であり、流通業者、消費者、県（行政部局・試験研究機関）及び農

業団体等の代表で構成する「くまもとグリーン農業推進協議会」を活用して連携を強化していきます。

また、国や市町村、地域の関係団体等と連携を取りながら、有機農業の推進を図っていきます。

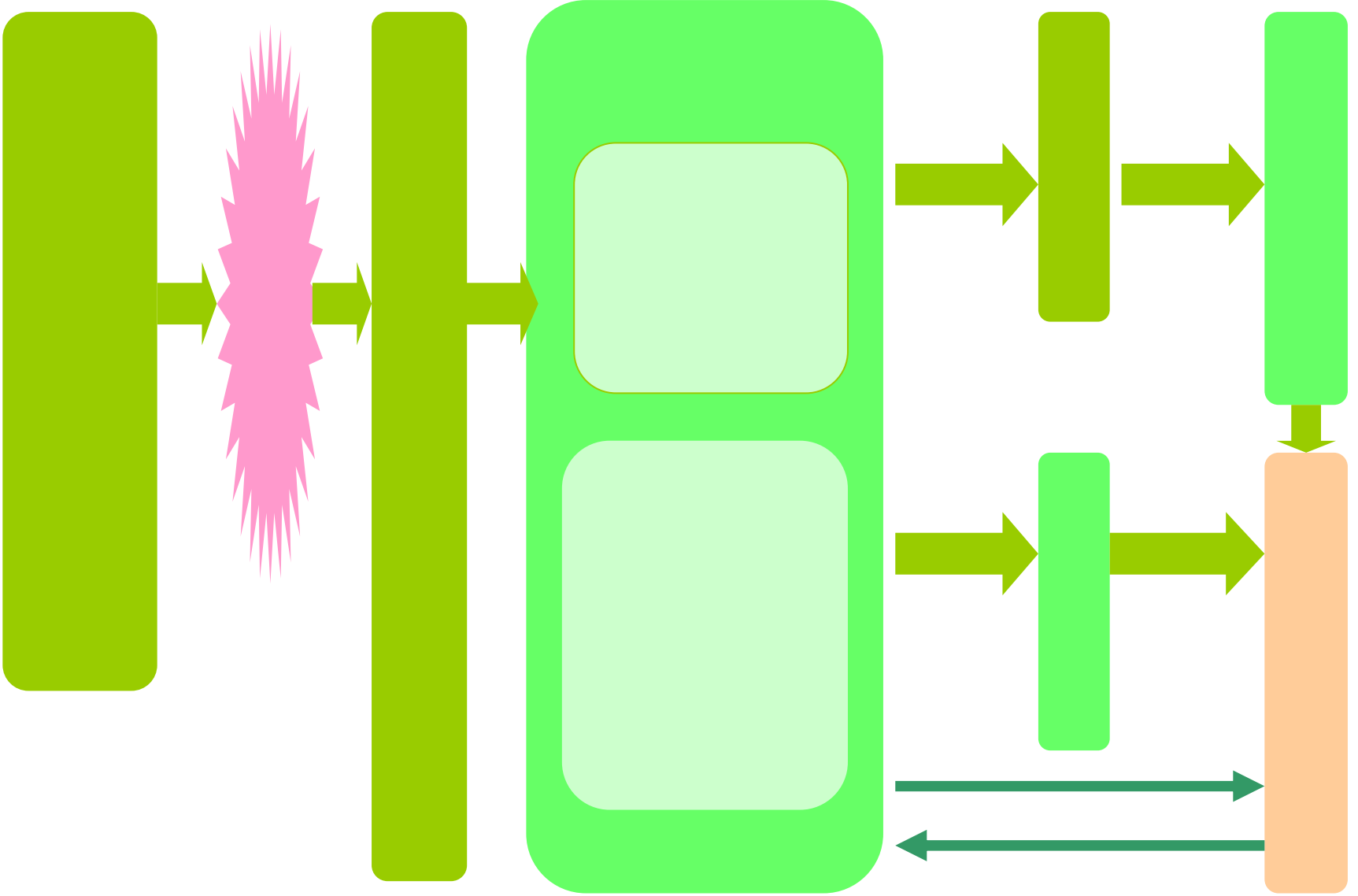
第6 推進計画の見直し

この計画は、平成21年度からおおむね3年間を対象期間としますが、農業を取り巻く情勢や目標の達成状況、施策の推進状況等が大きく変化することも十分考えられることから、必要に応じて見直しを行います。

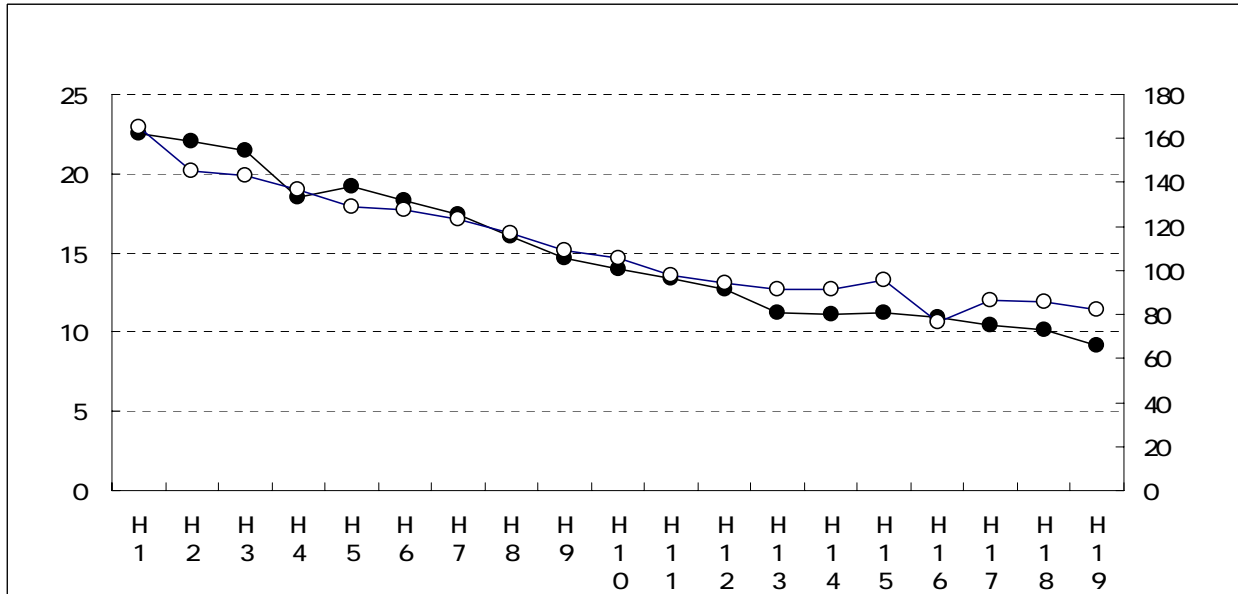
参 考 资 料

1) 環境保全型農業に関する年表

年度	全 国	熊 本 県	推進母体
H 2 まで 1990	S63：県段階初の有機農産物の認証制度 制定（岡山県） H元：有機農業対策室設置（農水省）	H元：熊本型有機農業推進協議会設置 H2：県経営普及課内に有機農業推進室設置 H2：「熊本型有機農産物等取扱要領」制 定（「有作くん」発足） H2：熊本県土づくり・減農薬運動推進 本部設置	土づくり ・減農薬 運動推進 本部
H 3 1991		「熊本県土づくり減農薬運動推進指針」策定	
H 4 1992	環境保全型農業対策室へ改組（農水省） 有機農産物等に係る青果物等特別表示ガイド ライン制定（農水省） 「新しい食料・農業・農村政策の方向」	農業団体連合会に「熊本型有機農産物ブラン ド化推進委員会」設置 普及所段階での環境保全型農業技術実証展示 スタート	
H 6 1994	「全国環境保全型農業推進会議」設置 （事務局：JA全中） 「環境保全型農業の基本的考え方」	市町村段階での環境保全型農業推進方針の策 定スタート	
H 7 1995	全国環境保全型農業推進コンクールスタート 全国環境保全型農業推進協力委員登録	県有機農業推進室が6年間で改組し、H8年 4月から班体制へ移行	
H 8 1996		土づくり・減農薬運動推進目標である「農薬 ・化学肥料の使用総量3割低減」達成 「環境保全型農業定着促進研修会」スタート	
H 9 1997	表示ガイドラインに「米」等を追加改正 全国環境保全コンクールで「JAあしきたタ マネギ部会」が県内初の大賞	全国初の県と東京都との「有機農産物等の流 通推進に関する基本協定」締結 清和村で「有機農業振興に関する条例」制定	
H 1 0 1998		JA菊池とJA八代間で県内初の堆きゅう肥 の広域流通協定締結	
H 1 1 1999	「食料・農業・農村基本法」成立 「持続農業法」を含む環境三法成立 改正JAS法成立	「県持続的農業生産方式導入指針」策定 くまもと21農業振興運動（第1期：H 11～13）開始	
H 1 2 2000		県経営普及課有機農業推進班が環境保全型農 業係へ改組 11月1日県内初のエコファーマー認定	
H 1 3 2001	特別栽培農産物に係る表示ガイドライン大幅 改訂	エコファーマー認定農家戸数が都道府県別で 第1位に	
H 1 4 2002	バイオマス・ニッポン総合戦略策定	有作くん取扱要領大幅改訂 くまもと21農業振興運動（第2期：H 14～16）	くまもと 21農業 振興運動 環境保全 型農業推 進部会
H 1 5 2003	特別栽培農産物に係る表示ガイドライン大幅 改訂 「農林水産環境政策の基本方針」	特別栽培農産物に係る化学合成農薬及び化学 肥料の県慣行基準の策定	
H 1 6 2004	全国環境保全型農業コンクールで「JA かみましき清和野菜部会」が大賞受賞 「(新たな)食料・農業・農村基本計画」 農業環境規範（H17年3月公表）	県HPに環境保全型農業型農業のコーナ ーを掲載	
H 1 7 2005	適正農業規範GAPマニュアル提示（農水省） 経営所得安定対策等大綱が閣議決定	元気人気くまもと農業運動始動 くまもとグリーン農業の推進開始	くまもと グリーン 農業推進 協議会
H 1 8 2006	有機農業推進法の成立・施行（12月）	「有作くん」生産基準改定	
H 1 9 2007	農地・水・環境保全向上対策（営農活動 支援）スタート	くまもとグリーン農業フォーラム開催	
H 2 0 2008		くまもと有機農業推進ネットワーク設立	



3) 県内における化学肥料と農薬の総使用量



(資料)「農薬要覧 (日本植物防疫協会)」、「県農業技術課調べ」

4) 有機農業と有機農産物の関係

有機農業

(有機農業の推進に関する法律)
(農法の推進)

有機農業の定義

- ① 栽培中：化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない
- ② 遺伝子組換え技術を使用しない

(農法としては③～⑥は不要)
農法の推進は有機 J A S 農産物の厳格な規定によらないで取組可能

有機農産物

(農林物質の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 (J A S 法))
(農林物質の規格)

有機農産物の定義 ※ (国際ルール (CODEX) に準拠)

- ①、②は有機農産物と同じ
- ③ たい肥等による土づくり (土づくりの条件)
- ④ ①による栽培を前2年以上行ったほ場で生産 (取組期間の条件)
- ⑤ 化学的に合成された肥料及び農薬が周辺から飛来、流入しないように措置 (緩衝地帯の条件)
- ⑥ 収穫後も薬剤の汚染や一般農産物が混入しない管理 (収穫後の取り扱いの条件)

有機農産物の表示をする農業者は、国の登録認定機関による認定が必要

※CODEX (コーデックス)

正式にはコーデックス・アリメンタリウスというラテン語からきた言葉で、食品規格という意味をもちます。世界的に通用する食品規格はこの規格だけで、これを普通コーデックス規格といいます。1962年、国連の専門機関である国連食糧農業機関 (FAO) と世界保健機関 (WHO) が合同で、国際的な食品規格をつくること決められました。

5) 有機農産物の生産状況

有機認定農家戸数は、平成16年12月末現在で278戸と、北海道に次いで全国第2位となっていますが、ここ数年はほぼ横ばいの状況が続いており、平成20年12月末現在では254戸(全国第8位)となっています。

有機農産物の作付面積を耕地面積(118,300ha:H20)に占める割合で見ると、約0.1%と非常に低いものとなっています。

また、作物別作付面積で見ると、米が約6割を占めて第1位となっており、次いで野菜、茶、果実の順となっています。しかし、販売量では、野菜が56%を占めて第1位となっており、次いで、米、果樹、茶の順となっています。

第1表 有機農産物生産農家戸数

(単位：戸)

	平成16年 12月末	平成17年 9月末	平成18年 9月末	平成19年 6月末	平成20年 12月末
熊本県 (全国順位)	278 (2)	258 (3)	263 (3)	268 (6)	254 (8)
全国	4,742	4,581	5,104	5,862	5,894

(資料) 農林水産省公表

第2表 有機農産物の作物別構成(平成20年12月末現在)

	作付面積(ha)		販売量(t)	
	作物名	面積(構成比)	作物名	販売量(構成比)
順位	合計	106(100)	合計	756(100)
1	米	61(58)	野菜	421(56)
2	野菜	28(26)	米	272(36)
3	茶	12(11)	果樹	44(6)
4	果樹	5(5)	茶	18(2)
5	その他	(0.3)(0)	その他	1(0)

(資料) 県地域振興局、農政事務所調べ

6) 生産者へのアンケート調査結果

県内で有機農産物の生産に組織的に取り組んでいる27団体（145戸）を対象に行った調査によると、生産面の課題については、病虫害の防除対策や、気象災害による生産不安定等が多くなっています。

また、販売面の課題については、新たな販路の確保や、消費者へのPR不足、販売価格の低迷や伸び悩みがあげられています。

(1) 調査概要

調査時期：平成20年12月～平成21年1月

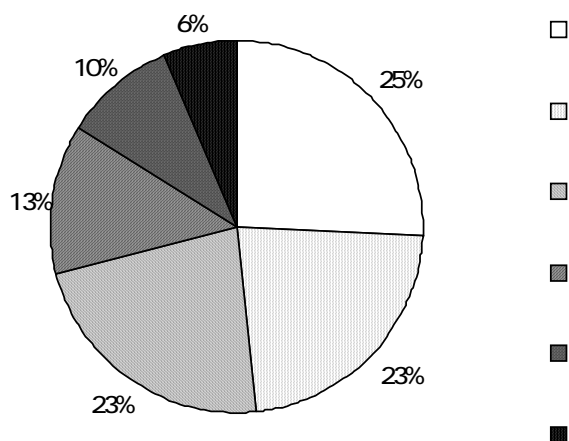
調査対象：県内における有機農業に取り組んでいる実践団体

調査方法：調査表によるアンケート調査

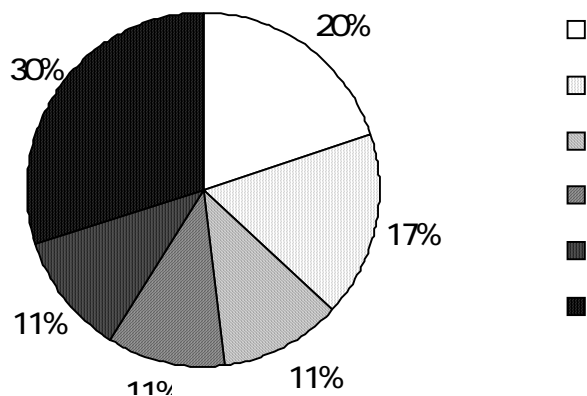
回答数：27団体（145戸）

(2) 調査結果

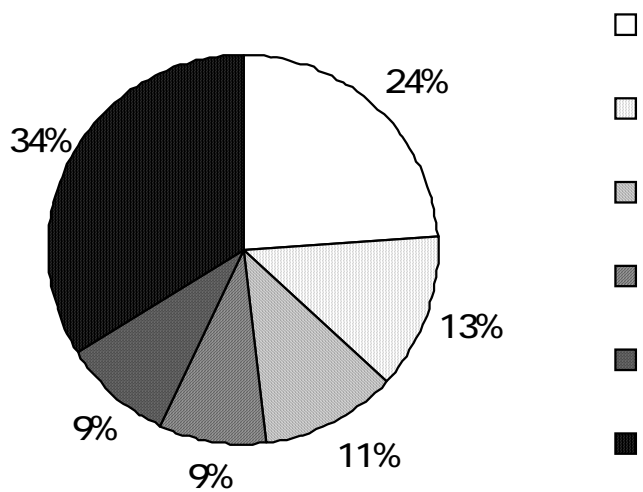
第1図 有機農産物を生産するきっかけ



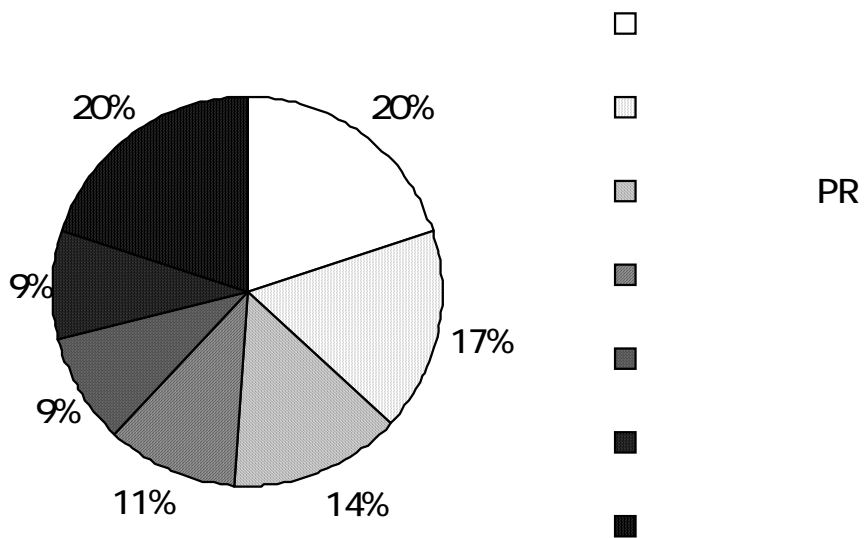
第2図 主要な販売先



第3図 生産面での課題



第4図 販売面での課題



7) 消費者へのアンケート調査結果

県のイベントに参加された消費者（297名）を対象に平成20年に意識調査を実施したところ、有機農産物については、約6割の人が知っており、購入理由としては、「健康に良いから（44%）」、「安全・安心を確保された農産物だから（41%）」と回答しており、「環境に良いから」は13%に止まっています。

購入しないという人の主な理由では、「販売場所がわからない（64%）」、「価格が高い（36%）」という回答が多く、「今後、購入しない主な理由が解決された場合は」の問いに対して、約半数の人が購入すると回答しています。]

1 アンケート対象及び回答数

アンケート対象：297

回答数：297 (100%)

無回答数：0 (0%)

2 場所

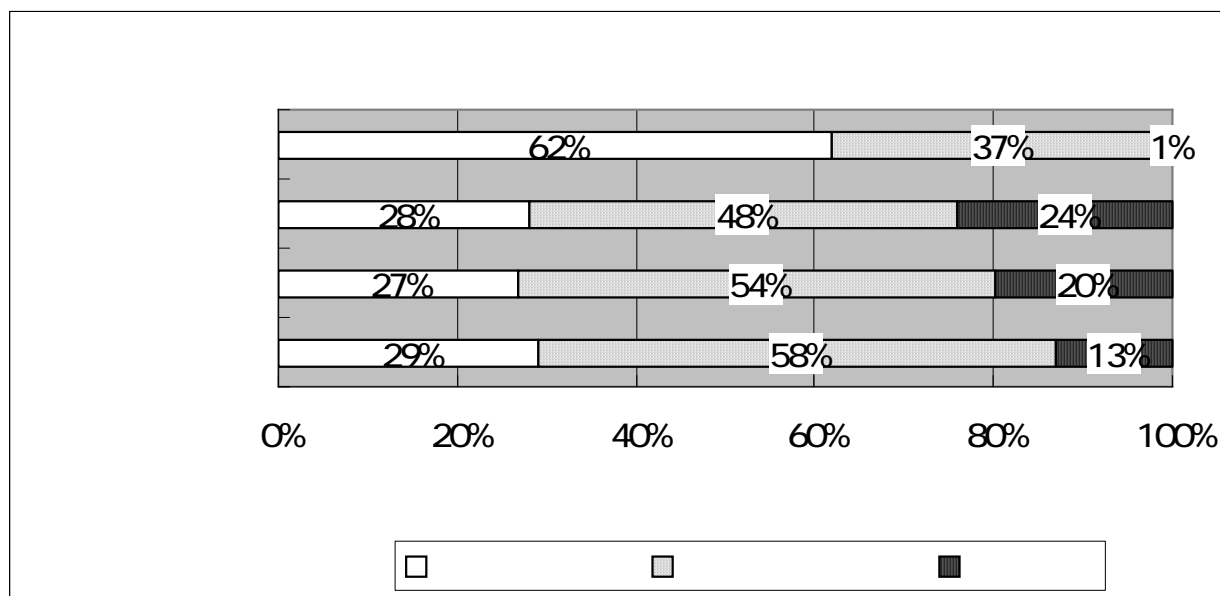
(1) くまもと農業フェア（11月15・16日）

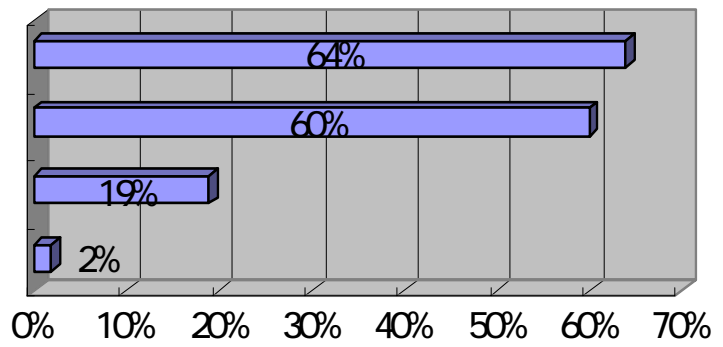
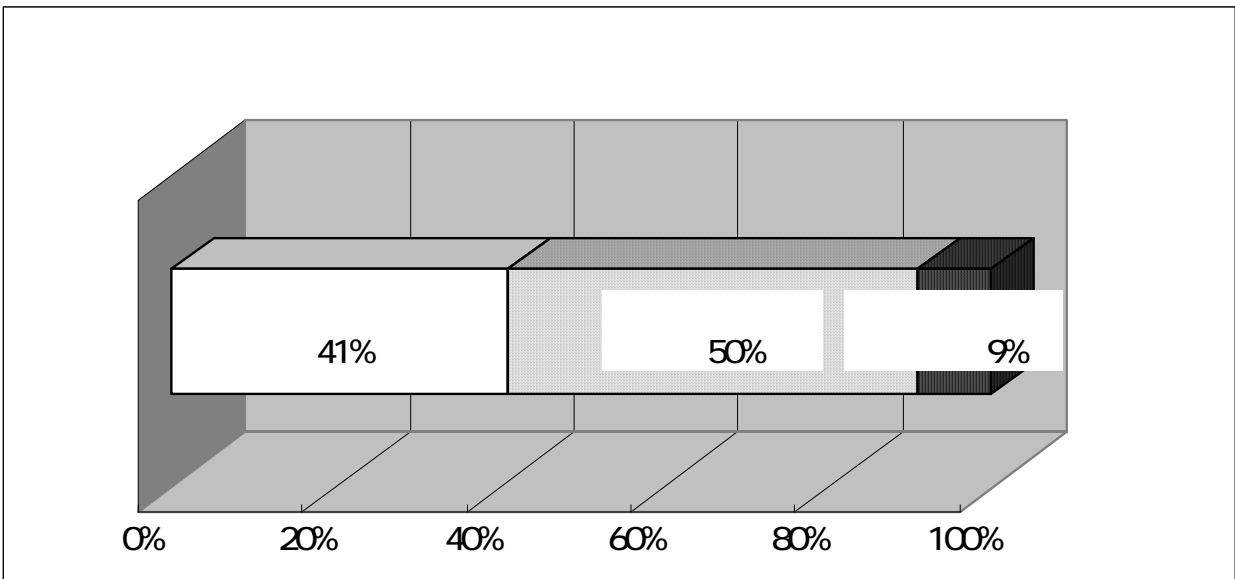
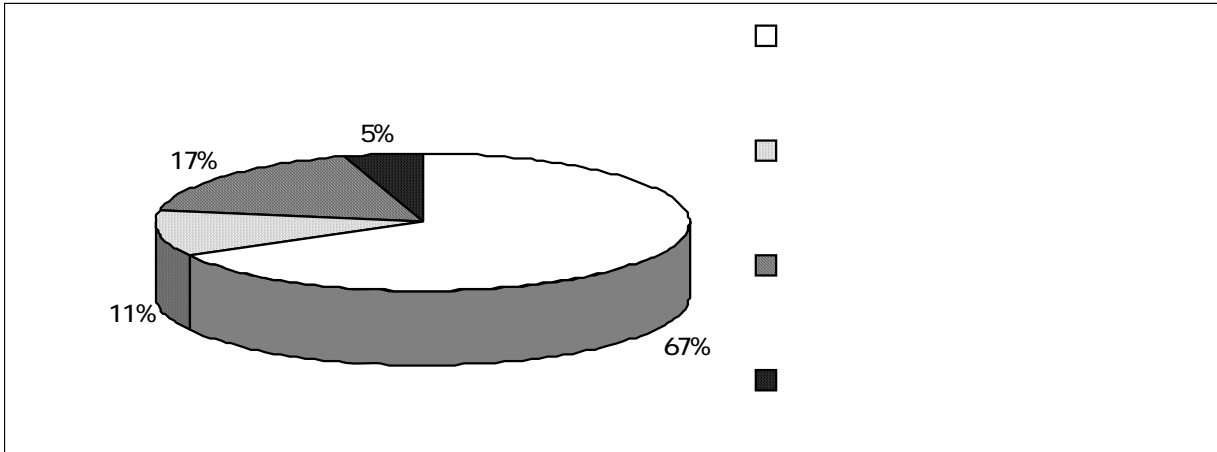
(2) ゆうきフェスタ2008（11月30日）

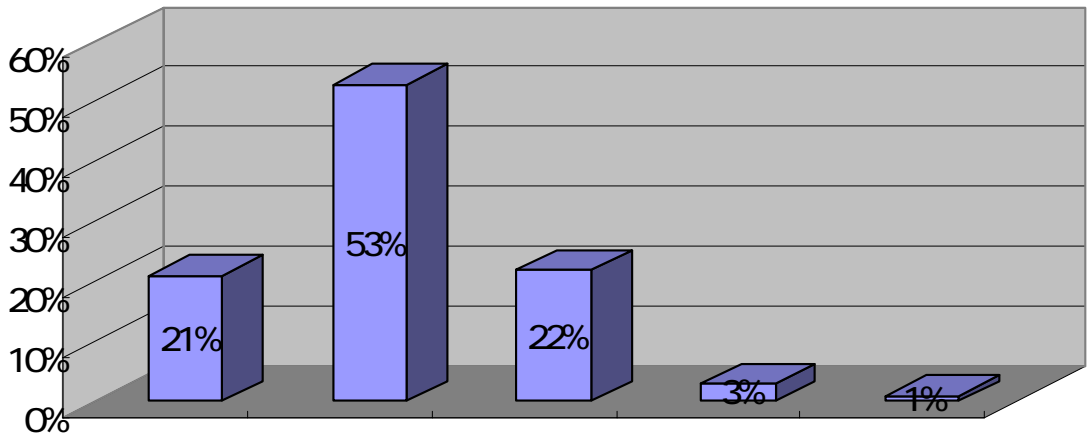
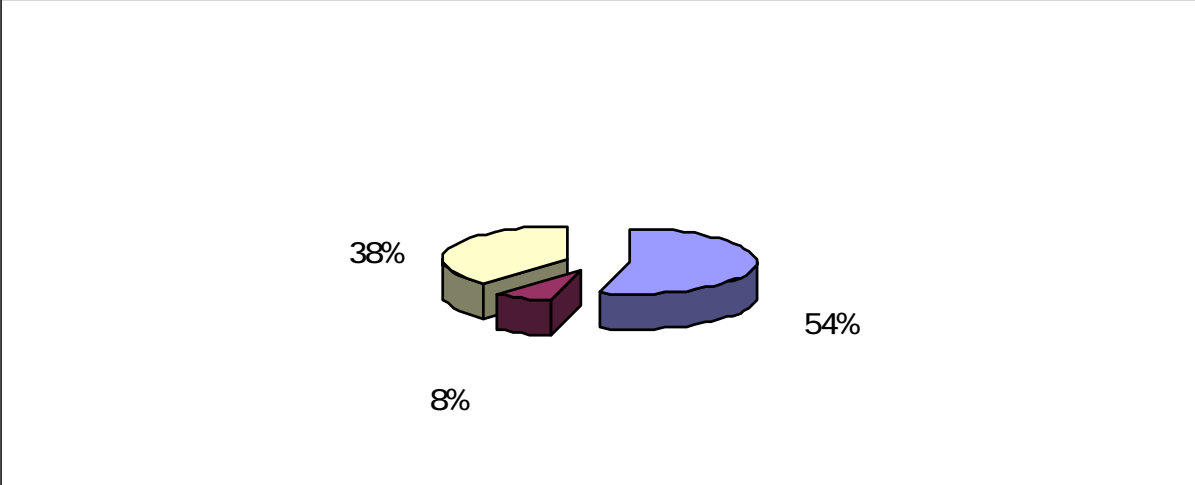
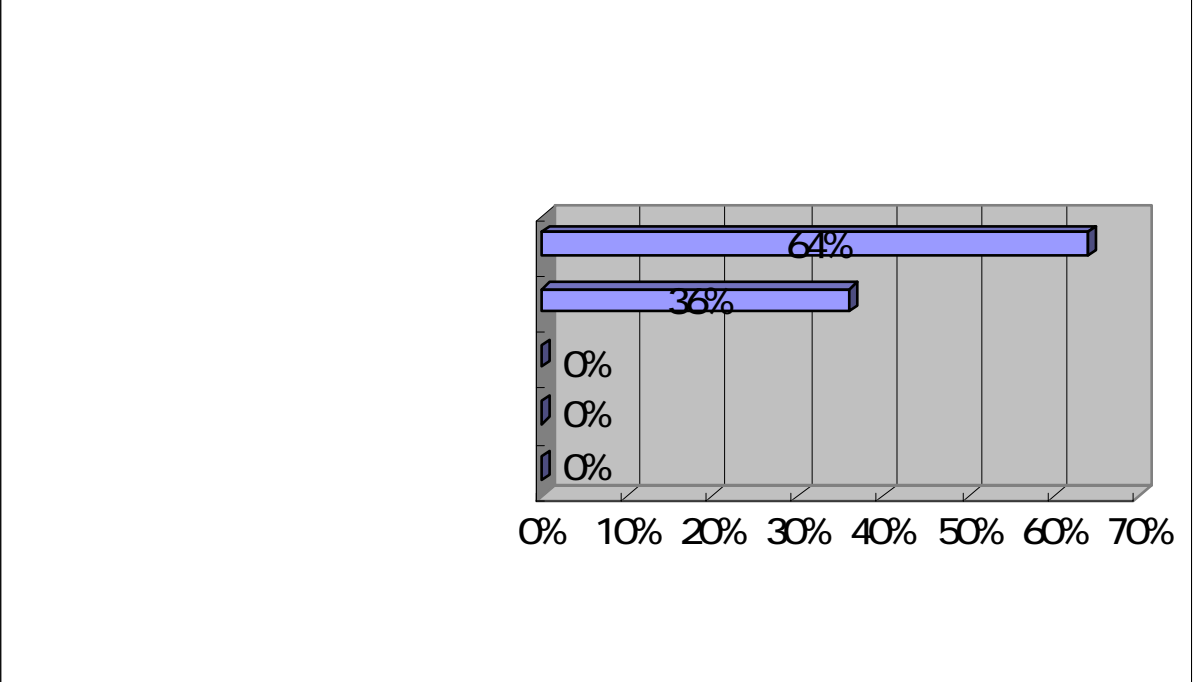
3 調査対象者の概要

お住まいの地域名	熊本(49%) 菊池(39%) 玉名(7%) 阿蘇(2%) 宇城(1%) 八代(1%)
性別	男性(37%) 女性(63%)
年齢	20才未満(1%) 20代(4%) 30代(6%) 40代(8%) 50代(17%) 60代(39%) 70才以上(25%)

4 調査結果







8) 有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号）

（目的）

第一条 この法律は、有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

（基本理念）

第三条 有機農業の推進は、農業の持続的な発展及び環境と調和のとれた農業生産の確保が重要であり、有機農業が農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであることにかんがみ、農業者が容易にこれに従事することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 有機農業の推進は、消費者の食料に対する需要が高度化し、かつ、多様化する中で、消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要が増大していることを踏まえ、有機農業がこのような需要に対応した農産物の供給に資するものであることにかんがみ、農業者その他の関係者が積極的に有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に取り組むことができるようにするとともに、消費者が容易に有機農業により生産される農産物を入手できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 有機農業の推進は、消費者の有機農業及び有機農業により生産される農産物に対する理解の増進が重要であることにかんがみ、有機農業を行う農業者（以下「有機農業者」という。）その他の関係者と消費者との連携の促進を図りながら行われなければならない。

4 有機農業の推進は、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念にのっとり、有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得つつ有機農業を推進するものとする。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、有機農業の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(基本方針)

第六条 農林水産大臣は、有機農業の推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次の事項を定めるものとする。

- 一 有機農業の推進に関する基本的な事項
- 二 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項
- 三 有機農業の推進に関する施策に関する事項
- 四 その他有機農業の推進に関し必要な事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かななければならない。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(推進計画)

第七条 都道府県は、基本方針に即し、有機農業の推進に関する施策についての計画(次項において「推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(有機農業者等の支援)

第八条 国及び地方公共団体は、有機農業者及び有機農業を行おうとする者の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(技術開発等の促進)

第九条 国及び地方公共団体は、有機農業に関する技術の研究開発及びその成果の普及を促進するため、研究施設の整備、研究開発の成果に関する普及指導及び情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(消費者の理解と関心の増進)

第十条 国及び地方公共団体は、有機農業に関する知識の普及及び啓発のための広報活動その他の消費者の有機農業に対する理解と関心を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(有機農業者と消費者の相互理解の増進)

第十一条 国及び地方公共団体は、有機農業者と消費者の相互理解の増進のため、有機農業者と消費者との交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査の実施)

第十二条 国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関し必要な調査を実施するものとする。

(国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(国の地方公共団体に対する援助)

第十四条 国は、地方公共団体が行う有機農業の推進に関する施策に関し、必要な指導、助言その他の援助をすることができる。

(有機農業者等の意見の反映)

第十五条 国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関する施策の策定に当たっては、有機農業者その他の関係者及び消費者に対する当該施策について意見を述べる機会の付与その他当該施策にこれらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(食料・農業・農村基本法の一部改正)

2 食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）」を「、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）及び有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）」に改める。

(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部改正)

3 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第九条中第四十条第三項の改正規定を次のように改める。

第四十条第三項中「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）」の下に「、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）」を加える。